

役に立つ 消費税実務問答集

はじめに

消費税は、平成元年4月に導入されてからすでに4半世紀が経過し、我が国の基幹税として国民の生活の中にも定着し、税収等から見てその重要性はますます高まっています。

しかしながら、消費税は課税の対象や仕入税額控除制度等において法人税や所得税とは異なった考え方を要求されるものがあり、いまだに消費税の取扱いに関する質問が多く寄せられています。

税率の引上げに当たっては、種々の経過措置が設けられていることからこの経過措置に関する疑問も数多く寄せられています。

また、平成26年度の税制改正において、輸出物品販売場における免税制度、簡易課税制度の事業区分及びみなし仕入率が見直され、これらに関する疑問点も寄せられています。

そこで本稿では、最近寄せられた消費税の取扱いに関する一般的な疑問点、税率の引上げに伴う経過措置に関する疑問点及び

消費税の改正事項に関する疑問点の3部構成とし、それぞれについてQ & Aの形式で紹介いたします。

なお、税率に関する経過措置の疑問点については、基本的な事項は既に明らかにされていますから、税率を適用する上で今後の参考になるべきものを中心に紹介します。

税理士 和氣 光

課税関係のQ&A

権利変換の目的物を建物完成前に譲渡する場合

問1 当社は、第一種市街地再開発事業による権利変換により再開発に係る土地及び建物を取得します。当社では権利変換により譲渡することとなる土地及び建物についての利用予定がないため、建物の完成前に権利変換の目的物を売却する予定です。

この場合において、土地は持ち分が equal ですが、建物は完成前であり現業の譲渡は存在しないこととなりますが、消費税の課税関係はどのようになるのでしょうか。

答1 事例について、権利変換に係る消費税の取扱いは、変換後の税の課税対象とならぬものとして取り扱われます。権利については、旧所有者等の権限に基づき、事例の場においては、権利変換期日以後の建物所有権の移転するものとして課税されるものと見なされます。

完成前に権利変換に係る権利を譲渡する場合

完成前に権利変換に係る権利を譲渡するものといえます。

権利変換期日後においては、土地については旧所有者が権利変換後の土地に係る所有権を有しているものであり、建物については完成後の一定の権利の取得が保証されているものといえます。

2 権利変換の目的物の譲渡に係る消費税の課税関係
旧所有者が権利変換の課税対象にはなりません。

海外旅行のお土産に係る消費税の免除

問3 私はこの度、ヨーロッパ旅行に行こうと計画しています。旅行に際して友人からお土産を頼まれました。

そこで、海外旅行の際に現地で購入したお土産を帰国の際持ち帰る場合にも消費税がかかるのでしょうか。

答3 海外旅行者が4②、海外旅行のお土産として購入した土産物等については、一定の数量(酒760ml、たばこ200本、香水・化粧品等)に限り、免税地域からの持ち込みの場合に限り、消費税の引取りに該当し、消費税の課税対象となるものではありません。

会社員が自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却

問2 会社が、自宅に太陽光発電設備を設置し、いわゆる太陽光発電による固定価格買取制度に基づき、その余剰電力を電力会社に売却している場合、課税の対象となるのでしょうか。

答2 質問の余剰電力の売却は、会社員が事業の用に供することなく、生活の用に供するために電力会社に売却するもの

であって、これは消費電力が生活用(非事業用)の譲渡を行っているものであることから、消費税法上の「事業として」の譲渡に該当しません。

したがって、照会のように、事業用でない者が生活の用に供するために設置した太陽光発電設備から生じた余剰電力の販売を行う場合も、事業として行うものには該当せず消費税の対象とはなりません。

人格のない社団が合併した場合の納税義務の判定

問4 課税事業者である人格のない社団Aと免税事業者である人格のない社団Bが合併し、合併後はBが存続し、Aの財産・債務はすべてBに引き継がれます。

この場合において、合併後のBの納税義務の判定は消費税法第11条A合併があった場合の納税義務の特例の規定に基づき行う必要があるのでしょうか。

答4 消費税法において、人格のない社団等は、法人とみなして、この法律の規定を適用するものと規定されています。したがって、人格のない社団は、法人とみなして消費税法の規定が適用されるものと見なされます。

消費税法第11条A合併があった場合の納税義務の特例の規定は、消費税法第11条の規定に準じて適用されるものと見なされます。



税率の引き上げに伴う適用税率及び税率に関する経過措置等のQ&A

平成27年10月1日以後に税率が10%になるまでの経過措置

平成27年10月1日以後に税率が10%になるまでの経過措置は、8%から10%に引き上げられるまでの経過措置は、5%から8%に引き上げられるまでの経過措置は、3%から5%に引き上げられるまでの経過措置は、1%から3%に引き上げられるまでの経過措置は、0%から1%に引き上げられるまでの経過措置は、0%のままです。

問11 平成26年4月1日以後に税率が8%になるまでの経過措置が適用される場合、改正法附則5条A第1項の規定により、税率が10%に引き上げられるまでの経過措置は、5%から8%に引き上げられるまでの経過措置は、3%から5%に引き上げられるまでの経過措置は、1%から3%に引き上げられるまでの経過措置は、0%から1%に引き上げられるまでの経過措置は、0%のままです。

問12 当社は、電力会社から電力を供給されており、商業ビルについては多数テナントに店舗として貸付けています。テナントへの店舗の貸付けは、店舗部分の賃料の他に電気料金を別途徴収し、その金額を収益計算上においてしています。電気料金の徴収の方法としては、ビル全体の電気等供給契約は、電力会社と締結して、その金額は当社において費用計上し、当社からテナント等への請求は各テナントにメーターを設置してそれを電力会社からの検針の日に行き渡す方法で行っています。

問13 美容整形施設(脱毛・皮膚の施術等)は、その治療に種々の施術を行います。その代金は一回の施術の時に一括して受領し、その施術の方法等については、患者の了解を得る必要があります。

問14 当社は不動産賃貸業を営んでいます。当社には、賃貸物件に係る電気料金は、定期借借契約を締結し、電気料金を支払うことになっています。電気料金は、電気料金の支払額を前払する共益費として、毎月の賃料に付随して電気料金の改定額を算入し、賃料を算入して電気料金を徴収しています。

問15 当社はシステム開発及びシステム利用サービスを提供する法人です。当社におけるサービスの一つとして、いわゆるクラウドサービスがあります。

問16 特定収入があるとして施行日以後に受け行うことになりました。除税額の調整、新税率に基づき、施行日以前に受け付けた特定収入は、経過措置の対象の課税仕入れ額として、施行日以降に受け付けた特定収入と同一の税率で課税されます。

問17 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問18 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問19 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問20 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問21 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問22 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問23 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問24 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問25 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問26 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問27 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問28 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問29 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問30 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問31 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問32 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問33 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問34 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問35 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問36 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問37 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問38 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問39 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問40 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問41 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問42 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問43 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問44 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

問45 経過措置の対象となるかどうか。経過措置の対象となるかどうかは、経過措置の対象となるかどうかによって異なります。

